

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼していただけるよう努めていくことを基本方針とし、平成14年5月に制定した当社の企業倫理綱領において「当社は、法令等を遵守し、社会的模範や良識に基づいて行動する」ことを定め、的確なガバナンス体制の構築を目指してまいりました。

コーポレート・ガバナンスは最重要の経営課題の一つであると認識し、平成18年5月15日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議し、この方針に基づき、内部統制の充実を図ってまいりましたが、平成20年9月24日及び平成20年12月24日にこの基本方針を基本的な考え方は変えず、現在の取扱状況に即して必要な改訂を行い、その一層の定着と浸透を図っております。この基本方針に則り、今後とも上場会社としての自覚と責任をもって、より実効性を高めた運営を図っていく所存です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	805,000	9.70
東京中小企業投資育成株式会社	333,000	4.01
綜研化学従業員持株会	294,298	3.55
中島 幹	260,700	3.14
我部山 恒夫	175,800	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	165,100	1.99
株式会社三井住友銀行	135,000	1.63
株式会社みずほ銀行	120,000	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	113,700	1.37
住友信託銀行株式会社	110,000	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者である大和証券株式会社から平成23年2月4日付けで大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成23年1月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大和証券投資信託委託株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号	314千株	3.79%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	15千株	0.18%
計		329千株	3.97%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現時点では当項目に該当する事項はありません。

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
北尾 哲郎	○	独立役員であります。	重要な業務執行に対する公正かつ客観的観点及び法律的な解釈、判断も含めた専門的見地からの監査機能強化を目的として社外監査役に選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
臼井 良雄	○	独立役員であります。	重要な業務執行に対する公正かつ客観的観点からの監査機能強化を目的として社外監査役に選任し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

現在のところ、取締役のモチベーションや業績向上に対する意欲が保たれており、インセンティブ付与は必要ないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
-------------------------------------------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新	
----------------------------------------------------------------	--

取締役に対して支払った報酬 定款または株主総会決議に基づく基本報酬 151百万円、賞与40百万円(平成23年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
------------------------------------------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、業績、役員の役割・責任などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しましては、経営管理部より定例会議資料(毎月)の事前送付を行うとともに、監査役付を通じて各種関連事項の連絡等のサポートをしております。なお、専任者1名を監査役付として配置し、監査役による監査が効率的に行われる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行につきましては月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

また、経営の重要事項を審議し、経営意思決定の迅速化・的確化を図るため、社長が指名する取締役(必要に応じ部門長を含む)を構成員とし、常勤監査役をオブザーバーとした事業推進会議を月1回以上開催しております。更に、決定された経営意思を周知・徹底するために部長会を月1回開催しております。

平成23年3月期は取締役会を14回開催し、事業推進会議を11回、部長会を7回開催しております。

内部監査室(専任2名)は、内部統制の妥当性を監視することを目的として、法令・規程類の遵守状況、リスク管理状況、会社財産の保全状況、業務活動の効率性を確認するために、日常の業務遂行に関し、全部門及び関係会社を対象に各種社内規程の遵守状況に関する監査並びに業務監査を計画的に実施し、その結果をトップマネジメントに報告すると同時に、被監査部門に対し、必要な改善事項の指摘・指導を行い、その後の進捗状況をフォローしております。

また、法令遵守体制の充実・強化のため、平成14年5月に企業倫理綱領並びに倫理行動基準を制定し、関係会社を含め適切な運用と実践に努めるとともに、平成15年4月に企業倫理委員会を設置し、社長を委員長として定期的に会議を開催し、社外監査役をオブザーバーとして日常的な法令遵守状況のチェック、取締役会への報告、改善のための提言を行っております。

このほか、環境管理委員会、安全衛生委員会等それぞれの分野で委員会をもち、側面からコーポレートガバナンスの充実に寄与しております。会計監査につきましては、「有限責任 あずさ監査法人」と監査契約を締結し、会社法に基づく計算書類とその附属明細書及び金融商品取引法(旧証券取引法)に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。当社は同監査法人が独立の第三者として公正不偏な立場で監査を実施できる環境を整備しております。業務を執行しました公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士[継続監査年数]

指定有限責任社員 業務執行社員:山村 陽 [2年]
栗田 渉 [4年]

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士:7名、その他:7名

監査役監査は、当社監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し取締役の業務執行を監査しておりますが、直近の1年間には以下の項目を主要監査項目として実施いたしました。

- 1 内部統制システムの整備・運用に関する監査
- 2 リスクマネジメントに関する監査
- 3 コンプライアンス(会社法、金融商品取引法等の法令遵守)に関する監査
- 4 情報システムに関する監査
- 5 海外事業監査

なお、2名の社外監査役はコンプライアンス及びリスクマネジメントを中心とした業務監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外監査役2名を含めた監査役3名による監査と監査法人による会計監査を行っており、経営の監視機能の面においては十分に機能する体制がすでに整っていると判断しております。なお、当該社外監査役は独立役員に該当しており、平成22年3月30日に届出を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第57回定時株主総会開催日：平成17年6月24日、第58回定時株主総会開催日：平成18年6月27日、第59回定時株主総会開催日：平成19年6月26日、第60回定時株主総会開催日：平成20年6月25日、第61回定時株主総会開催日：平成21年6月24日、第62回定時株主総会開催日：平成22年6月23日、第63回定時株主総会開催日：平成23年6月22日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び中間決算説明会を実施（平成19年6月5日開催、平成19年12月3日開催、平成20年6月3日開催、平成20年11月27日開催、平成21年5月27日開催、平成21年11月20日開催、平成22年5月26日開催、平成22年11月18日開催、平成23年5月25日開催）	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書等の掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部を担当部署とし、担当者を配置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR及び環境保全活動について社会・環境報告書をホームページ上で公開し、希望者へ配布

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼をいただけるよう努めていくことを基本方針としております。

具体的には内部統制システム構築の基本方針を平成18年5月15日の取締役会において「業務の適正を確保するための体制の整備」として10項目を決議し、法令遵守体制の強化、リスクマネジメントの推進、規程の見直し等の体制の整備・充実に取り組んでまいりました。その後、基本的な考え方は変わりませんが、進展を踏まえ内容の整備・明確化を図り、「財務報告の信頼性を確保するための体制」などを織り込み、平成20年9月24日及び平成20年12月24日の取締役会において必要な改訂を決議し、以下の8項目を基本方針として取り組んでおります。

1. 取締役会及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、企業倫理綱領及び倫理行動基準を定め、その遵守徹底を図るため、平成17年より全役職員にCSRカードとして携帯させるとともに、啓蒙教育を実施しております。

(2) 取締役は、職務執行にあたり、効率的かつ健全で、透明性の高い経営の実現を目指し、取締役及び従業員の職務執行が適正に行われるための体制の構築を進めております。

<規程の整備>

法令、定款及び企業倫理を踏まえて、取締役・従業員が職務を執行するうえで必要となる社内ルール、手続などを規程として整備しております。

<法令遵守体制>

社長を委員長とする企業倫理委員会を設置し、社外監査役をオブザーバーとして日常的な法令遵守状況をチェックするとともに、改善のために提言を行い、取締役会にその状況を報告することとしております。平成23年3月期は3回開催しております。

<活動状況の確認と是正のための体制>

各部門の業務の適正を確保するため内部監査室を設置し、監査結果について適宜社長及び関連する取締役に報告することとしております。また、平成18年9月1日から内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン」を設けて、法令違反を未然に防ぐための体制を整備しております。

2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、取締役会議事録は10年間保管することとしております。

3. リスク管理を適正に推進するための体制

取締役は以下の各号に掲げるリスクに対する適切な管理体制を整備し、リスク管理規程及びリスク管理マニュアルを制定するとともに、その運用・評価・改善に努めております。

(1) 法令・規制等に違反することにより信用を失墜し、または損害を蒙るリスク

(2) 災害や事故、情報システムの機能停止等により、業務執行が阻害されるリスク

(3) 事業所等における安全衛生・環境保全に問題が生じるリスク

(4) 生産立地、品質保証、技術導入、研究開発等における目論見・基準を下回るリスク

(5) 為替・金利動向などの経済環境の変化、財務活動に伴って損失を蒙るリスク

(6) 競争環境、他社との連携、合併・買収、事業統合、海外事業、資材調達、債務保証等各種契約に係る経営上のリスク

(7) その他取締役会が極めて重大と判断するリスク

なお、重大な危機が生じた場合には社長を本部長とする対策本部を設置し、対応を行うこととして、マニュアルの作成を進めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、平成23年3月期は14回開催しております。

(2) 取締役の担当区分を定め、その職務の執行が効率的に行われるようにしております。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌においてそれぞれの責任者及び執行手続の詳細を定め、これに基づき実行しております。併せて、稟議方式も採用しております。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正確保のため、グループ倫理綱領及びグループ倫理行動基準の的確な運用を図っております。

(2) 経営管理については、関係会社管理規程を定め、グループ各社の業務執行に関し管理・監督・支援を行っております。

(3) 監査役は、適宜関係会社の監査を行うとともに、当社監査役と子会社監査役で構成されるグループ監査役会を定期的に開催し、意見交換を行っております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役は、財務報告の信頼性を確保するために、グループ会社全体の内部統制の方法・評価及び改善のシステムを構築し、主要な業務のプロセスについての文書化を適切に行って運用しております。

社長は、定期的にこれを監視することとしております。

7. 監査役の適正監査を確保するための体制

(1) 監査役は、監査役会において定めた監査の方針に則り、取締役会のほか、必要な重要会議に出席するとともに、取締役及び従業員からの職務執行状況の聴取並びに社内各部門や重要な子会社の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行の監査に努めております。

(2) 取締役は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況及び内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとしております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と会計監査人の定期的な意見交換の場を設けており、平成23年3月期は4回実施しております。また、監査役と代表取締役及び役付取締役との定期的な意見交換も平成23年3月期は4回行っております。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の従業員から、監査補助者を任命することができることとし、1名を選任しております。

(2) 前項により任命された従業員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動、人事考課及び給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、当社倫理綱領において「あらゆる反社会的勢力及び団体からの不法・不当な要求には応じず、一切の関係をもちない。」と定めております。

また、当社従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に関するビデオによる教育や所管警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取組を進めております。更に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力排除に関する情報収集や各種外部研修への参加を実施しており、万が一に備えた体制整備に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では当項目に記載すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

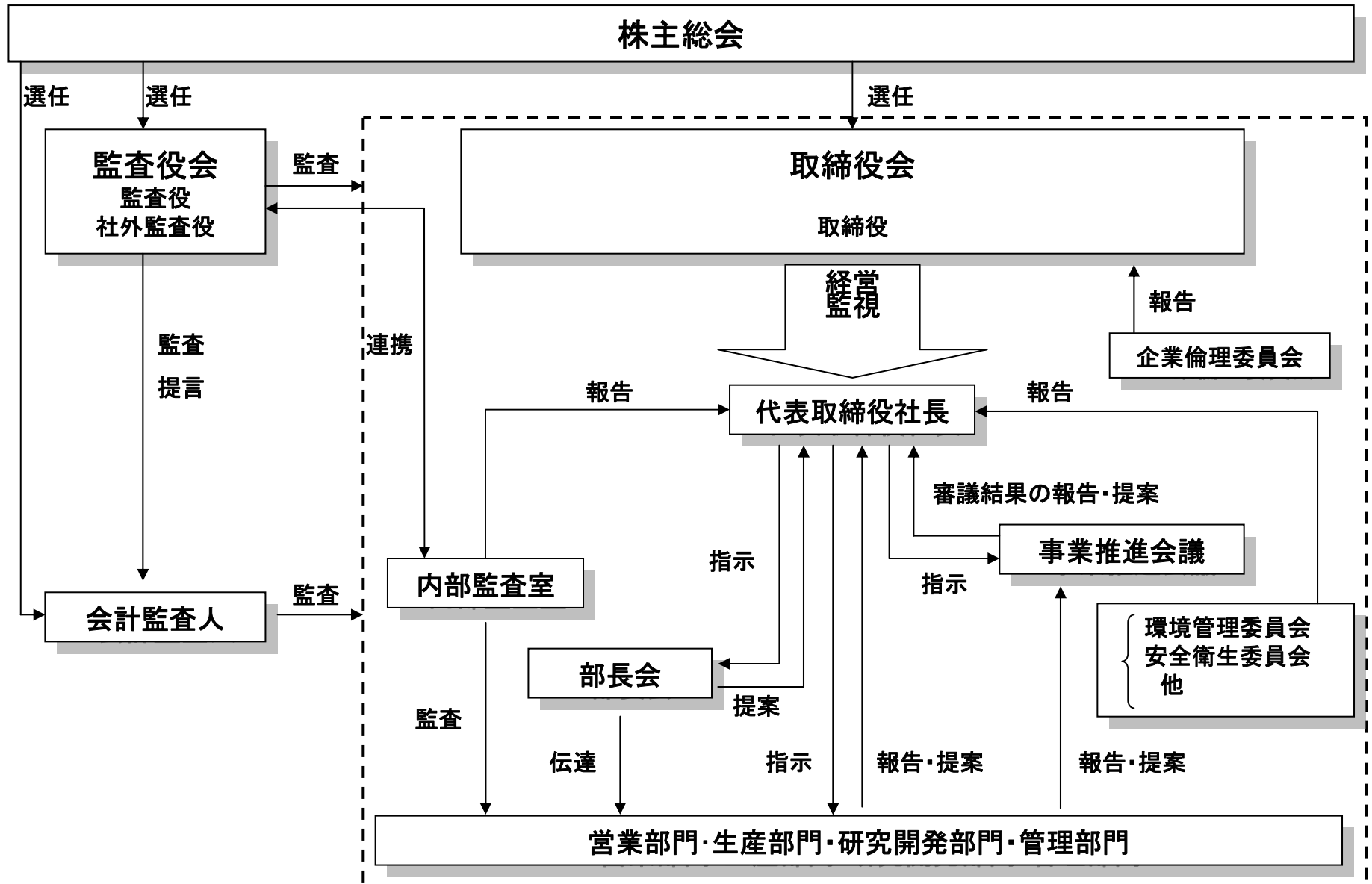
適時開示体制の概要

当社は「綜研化学倫理要綱」において、法令を遵守すべきことと適時適切な企業情報の開示を定め、全社員に周知徹底しております。

取締役会決議を経た決定事実および決算情報、あるいは当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅滞なく情報取扱責任者に報告されます。情報取扱責任者は、大阪証券取引所が定める適時開示規則に照らして情報開示の要否をすみやかに判断し、社長の承認を得て開示を指示します。

開示文書の作成と開示作業等の実務は経営管理部長が責任を負い、情報取扱責任者の承認を得て、TDnetで電子開示および報道機関への公表を行います。併せて、当社IRサイトへの資料掲載も実施し、公平、正確かつ迅速な情報開示を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

